

戸沢村男女共同参画計画

ひと ひと
男と女が共に支える明日のまち戸沢



令和3年3月

山形県最上郡戸沢村

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	男女共同参画に関する動向	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5

第2章 戸沢村の現状と課題

1	各種統計に見る現状	6
2	戸沢村における審議会の女性の登用状況	9

第3章 計画の内容

1	計画の基本理念	10
2	基本目標	10
	基本目標Ⅰ 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	
	基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	
	基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり	
3	計画の体系	12
4	具体的な施策	13

第4章 計画の推進

1	計画の推進	22
2	推進体制	22
3	推進管理	23

資料編

戸沢村男女共同参画に関する調査結果	24
戸沢村男女共同参画計画策定委員・アドバイザー名簿	39

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国際社会の動きと連動しながら着実に進められてきました。

また、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と、国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。

その後も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV*防止法）の成立や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関することなど、新たな課題への取り組みが次々と進められ、平成 27 年（2015 年）8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が国会で成立しました。

このような動きを踏まえ、このたび本村においても、男女共同参画社会の推進に向けた「戸沢村男女共同参画計画」を策定することとしました。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦や恋人などの親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

2 男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動き

昭和 50 年（1975 年）、国際連合は「国際婦人年世界会議」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、これを契機に男女共同参画の世界的な取り組みが始まりました。

昭和 54 年（1979 年）には、第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効しました。この条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を理念としており、その後の男女平等施策の基盤となりました。

また、平成 5 年（1993 年）には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な問題であることが示されました。

(2) 国・県の動き

世界的な動きに連動して、国・県でも、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。

国では、昭和 60 年（1985 年）の女性差別撤廃条約の批准を受け、昭和 61 年（1986 年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、平成 4 年（1992 年）に「育児休業等に関する法律」（育児休業法）、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

また、平成 12 年（2000 年）には、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 27 年（2015 年）には第 4 次計画が閣議決定されました。

県においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年（2000 年）に「山形県男女共同参画計画」が策定され、平成 14 年（2002 年）に「山形県男女共同参画推進条例」が制定されました。

計画については、平成 17 年（2005 年）の改定及び平成 22 年（2010 年）の新たな期間に係る策定を経て、平成 27 年（2015 年）には、新たな「山形県男女共同参画計画」が策定され、今後 5 年間の行政の取り組み方や、県民のかかわり方が示されています。

また、あわせて、「山形県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」が策定されています。

（３）戸沢村における動き

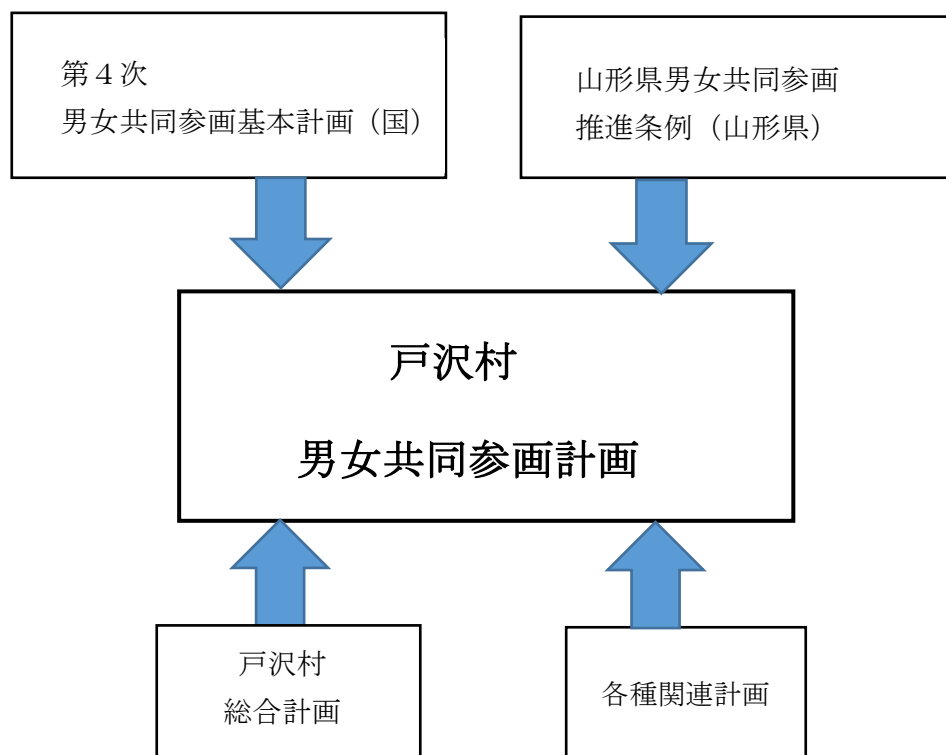
男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項では市町村についても市町村ごとの男女共同参画基本計画を定めるよう努めることが求められていますが、これまで戸沢村では、男女共同参画計画の策定に至りませんでした。しかし、全国的な人口減少社会に突入したなか、戸沢村の人口も年々減少しており、少子高齢化が進み、村の活性化には、女性の持てる能力を発揮し、様々な場面で男女が対等な立場で参画することが不可欠です。ちなみに戸沢村では、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日時点での住民基本台帳では、65 歳以上が 40.0%を占め高齢化が進んでいます。加えて、令和元年度末現在、本村の各審議会等の女性登用率は 17.8%と低い状況にあり、積極的な女性登用には至っていません。

戸沢村の活力である高齢者世代を支え、いまだ残る男女の役割を固定的に捉える考え方を解消し、若者世代にとって住みやすい村にするため、男女共同参画社会の実現は不可欠と考え、本計画を策定するものです。



3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び山形県の「山形県男女共同参画推進条例」を踏まえ、戸沢村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- (2) 本計画は、「戸沢村総合計画」をはじめ、各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。



【男女共同参画社会基本法】（抜粋）

第14条

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとしますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



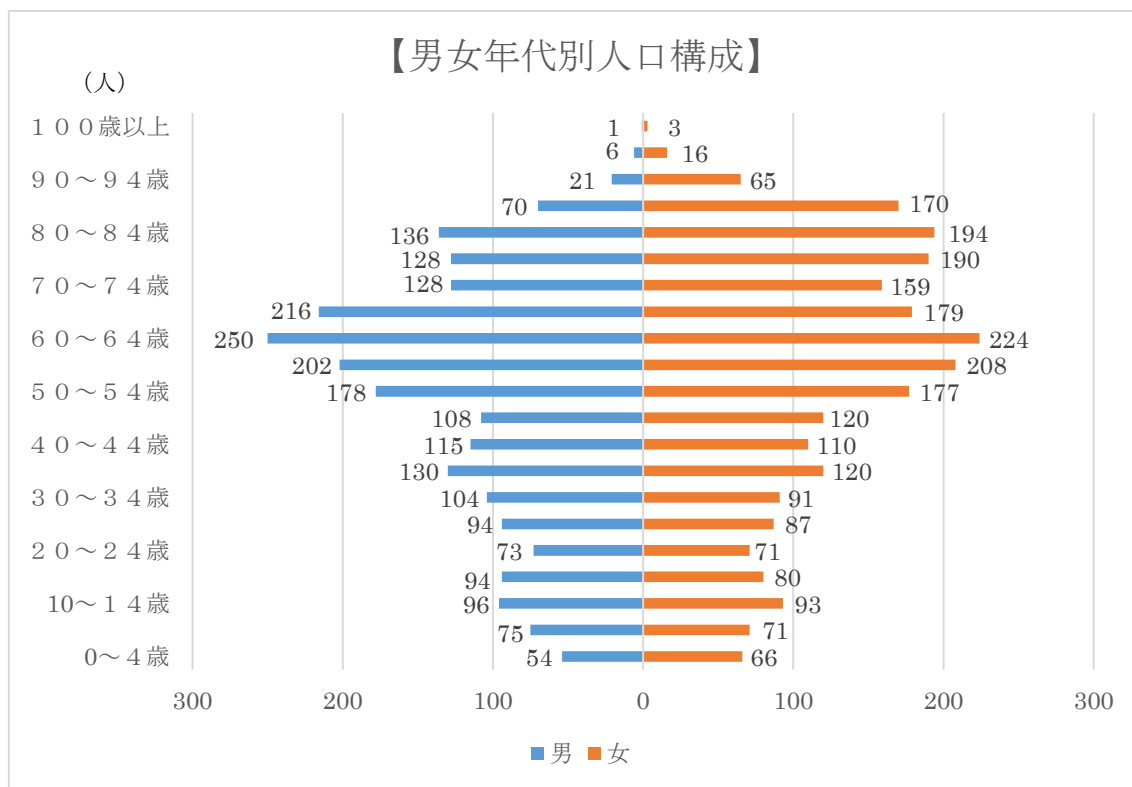
第2章 戸沢村の現状と課題

1 各種統計に見る現状

(1) 人口（男女年代別人口構成）

国勢調査による平成27年（2015年）10月1日時点での本村の性・年代別人口構成を見ると男女ともに60歳代前半が最も多く、次いで50歳代後半となっています。

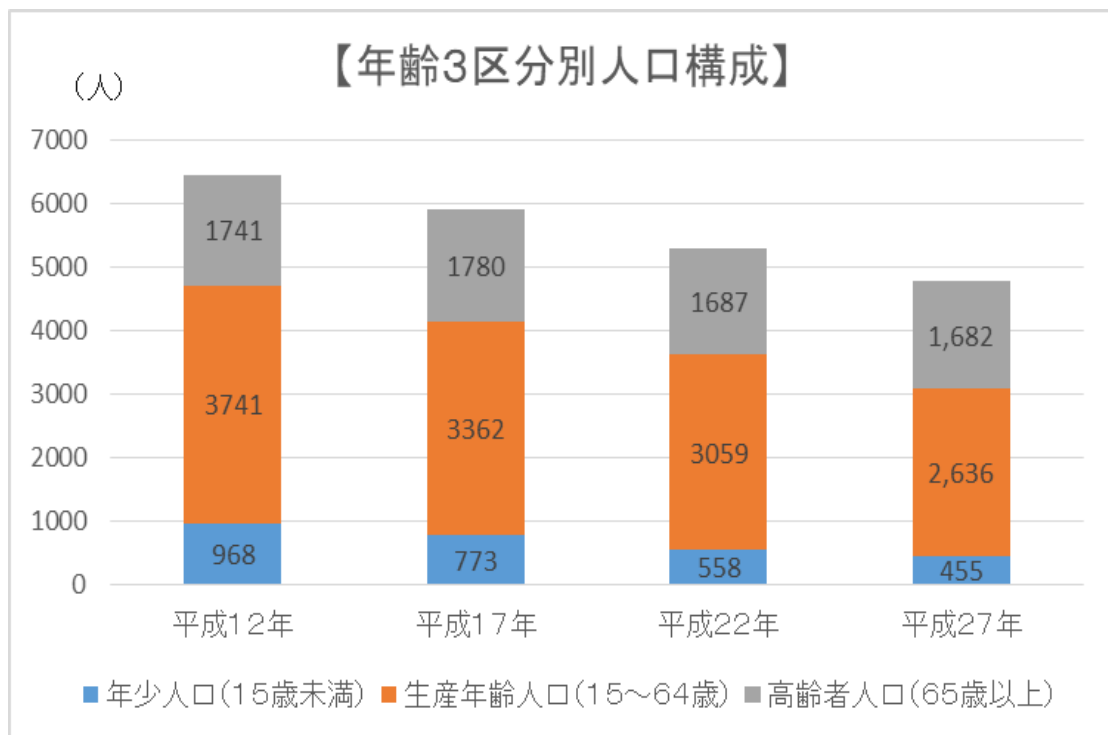
将来は、さらに高齢層の割合が高くなっていくことが予想されます。



資料：国勢調査（平成27年）

(2) 人口（年齢3区分別人口構成）

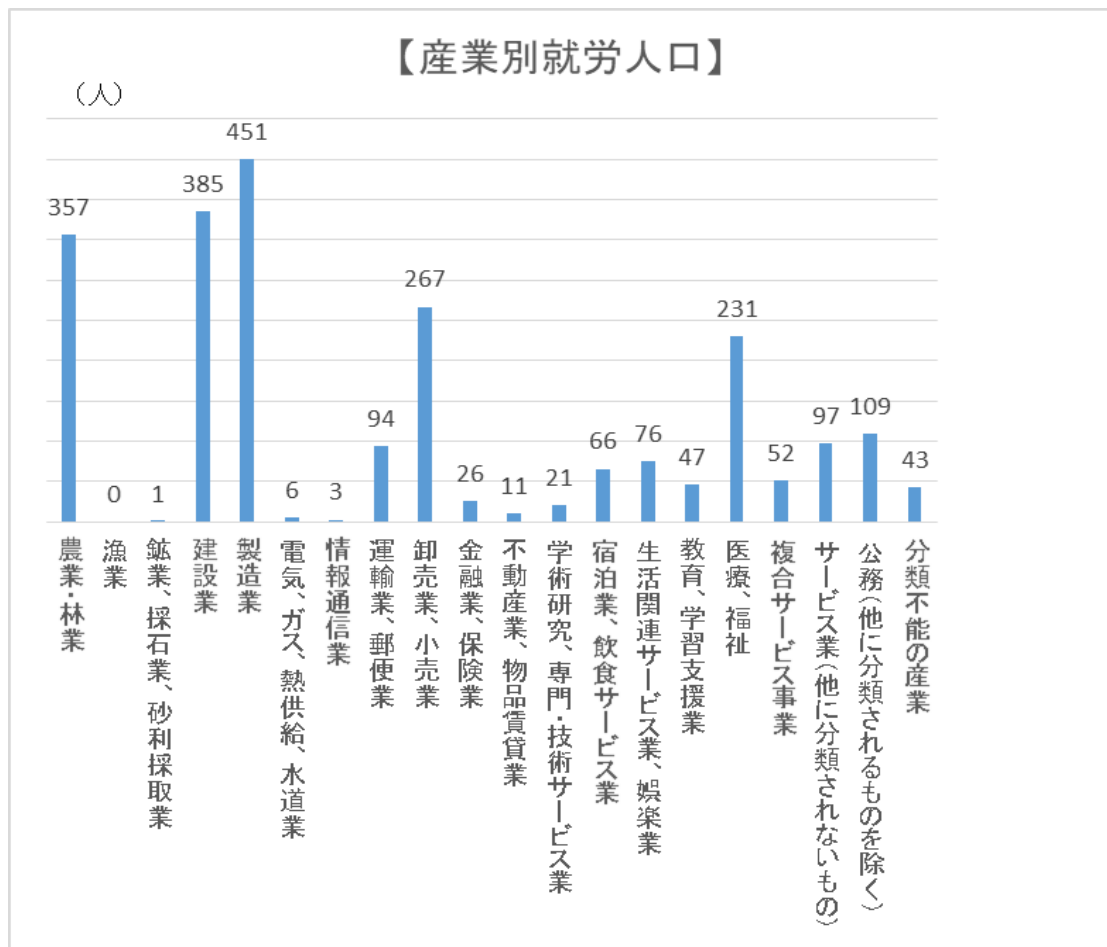
近年、年少人口（15歳未満）生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあります。



資料：国勢調査（平成27年）

(3) 産業別就労人口

戸沢村の産業就労人口（15歳以上）をみると、製造業への就労者が多く、次いで建設業が続いています。

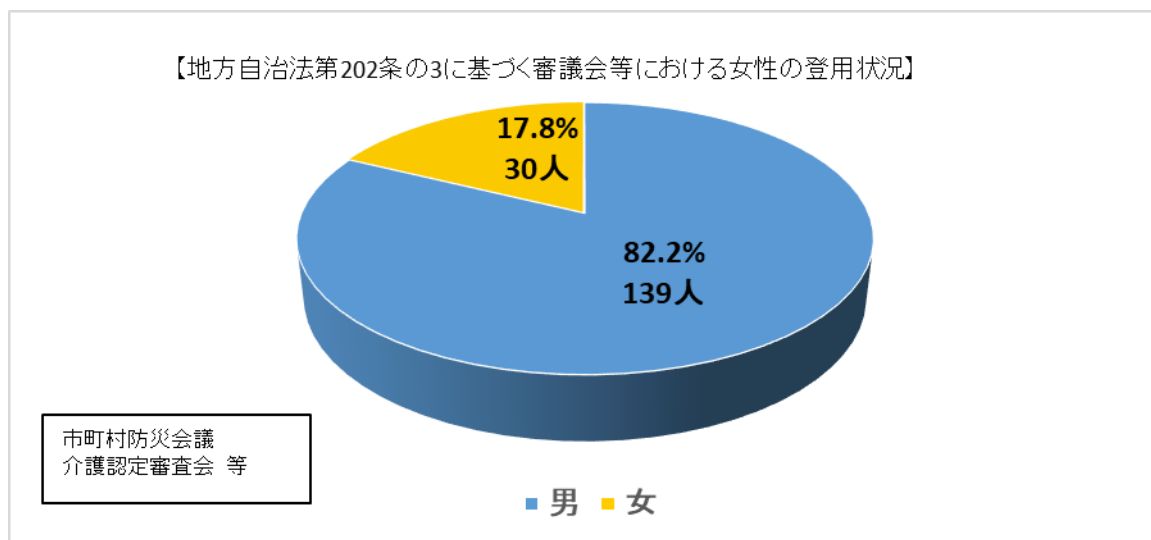


資料：国勢調査（平成 27 年）

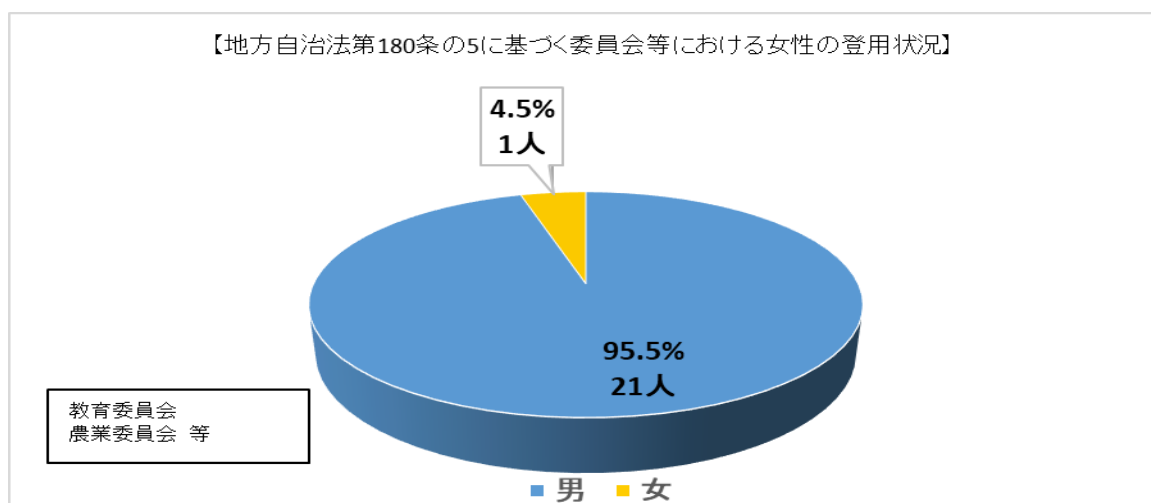
2 戸沢村における審議会の女性の登用状況

本村の各審議会の女性の登用率は17.8%、委員会等は4.5%と非常に低い状況にあります。団体、地域等で女性の参画が進まない要因として、「役職等は主に男性が就くもの」という、固定的な役割分担意識がまだまだ根強く残っていることなどがあると考えられます。

あらゆる分野に女性が参画し、責任ある役割を果たしていくためにも、まず女性の意識を高めていく必要があります。幅広い意見や要望を行政活動に反映させるため、女性だけでなくすべての行政活動に参画しやすい体制整備と参加推進に努めます。



令和元年度末現在



令和元年度末現在

第3章 計画の内容

1 計画の基本理念

本村では、性別に関わらず、すべての人がそれぞれの個性を活かし、認め合い、その能力を発揮して様々な分野で活躍していくことのできる男女共同参画のむらづくりを進めていきます。その指針となる本計画では、『男^{ひと}と女^{ひと}が共に支える明日の^{まち}戸沢』を基本理念として様々な取り組みを進めていきます。

【基本理念】

ひと ひと まち
男と女が共に支える明日の戸沢

2 基本目標

男女共同参画社会の推進に係る基本理念の実現に向け、具体的な取り組みの目標を以下のように定めます。

基本目標Ⅰ 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の推進に向け、人権や、多様な性への理解を含めた村民への意識啓発、または教育に関わる施策に取り組み、男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍できるような意識の醸成を目指していきます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

従来、男性の優遇感が強く、女性の意見反映や参画が進んでいなかった分野において、今後は男女がともに対等な立場で参画し、それぞれの意見を尊重していくことのできる環境づくりを目指していきます。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

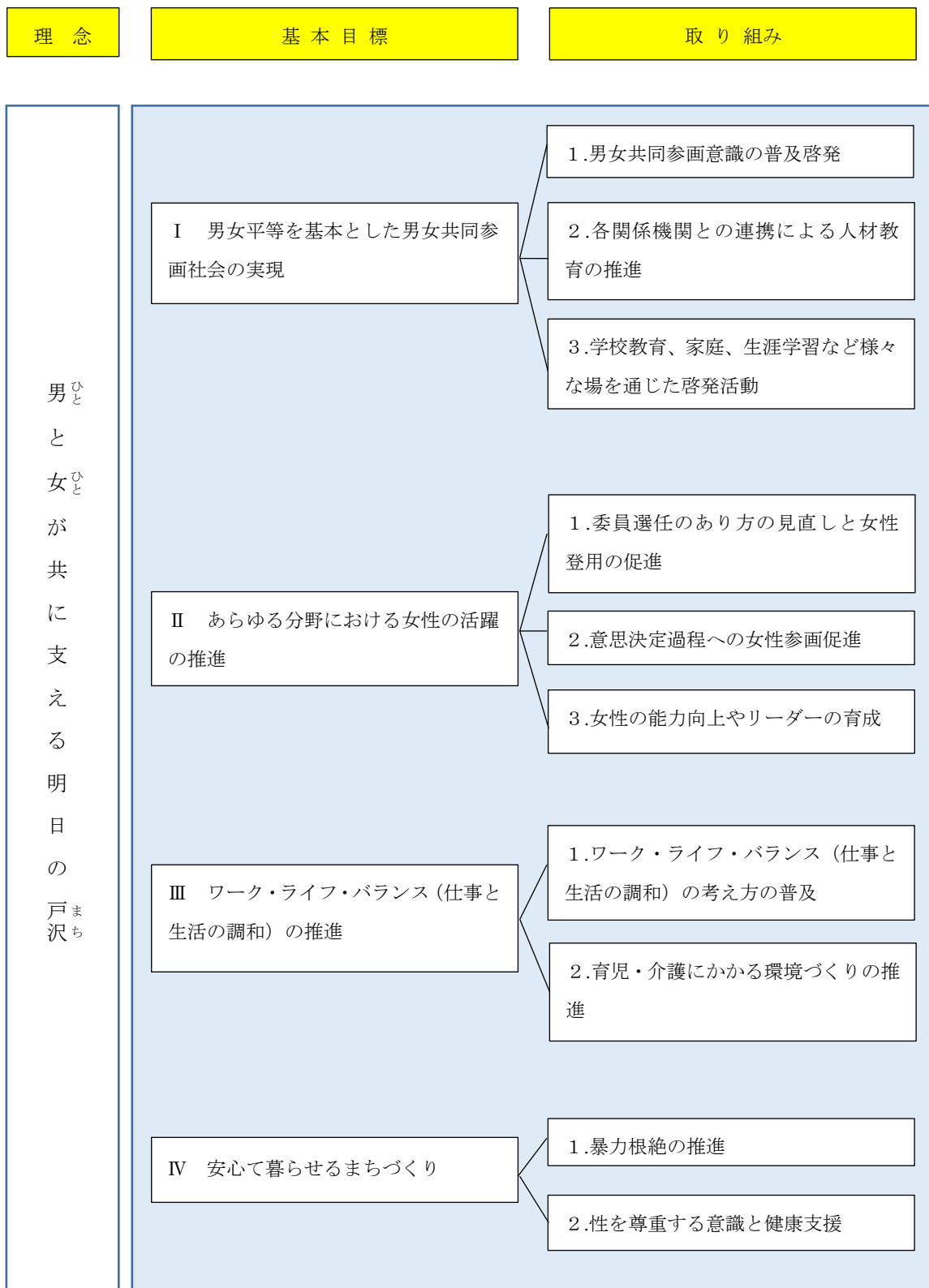
男女がともに平等な立場で個性や能力を発揮して働くことができるよう、就労の場における男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの観点から仕事と家庭の両立に向けて、子育て・介護等の充実や、男性の家事・育児、介護等への参画の理解と促進を図ります。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり

男女が生涯にわたって安心して、健康で充実した生活を送ることができるよう、健康支援やあらゆる暴力と虐待の根絶に取り組み、環境整備と仕組みづくりを目指します。



3 計画の体系



設定した基本目標ごとに、その実現に向けた本村の取り組みを示します。

基本目標Ⅰ

男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会への取組みが全国で進められていますが、「男女共同参画」という言葉や基本的な考え方が認知され、理解されるまでに至っていないのが現状です。また、その考え方や捉え方は性別・年代によって異なりますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という男性・女性の生き方を固定的な考えで捉えようとする意識が存在しています。

本村においても、いまだに固定的な性別役割分担意識や不平等感が残っており、「男女共同参画」の考え方が十分に理解されていません。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。そのために、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います。

取り組み1 男女共同参画意識の普及啓発

事業	概要	担当課
①広報等による情報提供	広報紙及びホームページ等、村の各種媒体を活用し、男女共同参画に関する啓発を行います。	総務課
②男女共同参画関連講座・講演会等の参加促進	県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどの参加を呼びかけます。	まちづくり課

取組指数	令和元年度末 現状値	令和7年度末 目標値
男女共同参画に関する啓発事業の実施回数	1回	3回

取り組み2 各関係機関との連携による人材教育の推進

事業	概要	担当課
①人権啓発活動の充実や学習会の提供	多様な生き方が尊重される社会づくりに努め、人権を尊重する意識が高まるよう継続的に啓発活動を推進します。 講演会や講座を開催し、人権について学び考える機会を提供します。	住民税務課
②人権に関する相談窓口の周知	人権の侵害や不当な差別に悩むことがないように、広報やホームページにおいて相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。	
③人権擁護委員の活動支援	人権擁護委員の地域に根ざした人権啓発の円滑な推進のために、法務局と連携し活動を支援します。	



取り組み3 学校教育、家庭、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動

事業	概要	担当課
①乳幼児期からの男女平等教育の促進	乳幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別や民族、国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図るよう働きかけを行います。	健康福祉課
②学校教育における男女平等教育の促進	学習指導要領が示す、男女平等の理念に基づいた教育を行います。また、教材選定にあたり、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。	共育課
③保育所職員への研修	村内外での講演会や研修に対し、乳幼児保育・教育に関わる職員の参加を促し、意識啓発と研修機会を提供します。	健康福祉課
④男女平等教育に関する教職員の研修	教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	共育課
⑤メディアリテラシー*や情報モラルの育成	学校教育の中に、メディアリテラシーや情報モラルについての学習を導入します。また、広く村民に対しても、周知啓発を図ります。	共育課

*メディアリテラシー

メディア（テレビ、雑誌、インターネットなど）から発信される情報をそのまま受け取るのではなく、主体的に読み解いて活用する能力のこと。また、メディアを活用し、自分の考えを表現する能力のこと。

取組指数	令和元年度末 現状値	令和7年度末 目標値
保育所職員の研修会等への参加回数	3回	4回



男女共同参画社会の実現には、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要です。

男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観、新たな発想が反映され、共に構築することで、よりよい社会を築くことができます。

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない」（第5条）とされています。

しかし、戸沢村では、審議会等の委員や委員会等の委員の女性の割合は低く、また、若い世代の参画も少ないため、男女共に参画できる体制づくりに努めます。

取り組み1 委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進

事業	概要	担当課
①各種審議会等への女性登用率の向上	女性委員数の増加への努力をするとともに、比率の少ない委員会については、さらなる登用率の向上に努めます。	全課
②各種審議会等の女性委員のエンパワーメント*支援	各種審議会の女性委員に対し、学習機会の提供を行うと共に参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります。	

*エンパワーメント

「力をつけること」の意味。男女共同参画の視点からは、女性が自分自身の生活と人生設計を決定する能力をもち、様々な意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な世情を変えていく力をもつこと。

取組指数	令和元年度末 現状値	令和7年度末 目標値
審議会等における女性の登用率	17.8%	22.8%

取り組み2 意思決定過程への女性参画促進

事業	概要	担当課
①各種団体等における男女共同参画の促進	地域の中で活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発・学習機会の提供と参加促進に努めます。	全課

取り組み3 女性の能力向上やリーダーの育成

事業	概要	担当課
①講座の開催や研修会を通じた人材の育成	男女共同参画に関する各種講座の開催及び研修会の参加を通じて、地域で男女共同参画を促進するリーダーとなる人材の育成に努めます。	まちづくり課 産業振興課
②経営・運営方針決定の過程への女性の参画の推進	関係課や商工会と連携し事業所や各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	

取組指数	令和元年度末 現状値	令和7年度末 目標値
女性を対象とした人材育成講座の開催回数	0回	1回



仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになると考えられます。

また、一人ひとりが、自分らしくいきいきと生きるためには、ライフステージに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような意識の醸成が求められます。現状では仕事が優先され、育児・介護休暇を取得しにくい雰囲気があったり制度が不十分であったりしています。

よって、男女が性別によって差別されず、ともに能力を活かしながら働くことができる環境整備を進めるため、男女ともに均等な就業機会の提供や、性別にとらわれない雇用環境の実現を図るとともに、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりや、多様な保育・子育てサービスを提供、浸透させる必要があります。

また、個人が多様な就労形態を選択できる社会を目指し、事業者と連携を取りながら、雇用形態や労働条件の整備を促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及が必要となります。

取り組み１ 仕事と生活の調和のとれた考え方の普及

事業	概要	担当課
①法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律など、関係法令の周知を進めます。	まちづくり課
②ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント*などの防止対策について、事業所への情報提供を行い、必要な措置を講じるよう求めています。	
③働き方の見直しと多様な働き方の実現	企業・事業所、また就労者に対して、男女ともに仕事時間と生活時間のバランスをとった働き方を選択できるよう、個々の働き方の見直し・改善に関する啓発や、多様な就労形態の導入などに向けた情報提供を行います。	

*パワー・ハラスメント

職場等の人間関係の中で発生するいやがらせのこと。上司から部下に対して、または高い技能をもつ者がそうでない者に対して行うものなどがある。

取り組み２ 育児・介護にかかる環境づくりの推進

事業	概要	担当課
①両立のための職場理解と制度の普及促進	男女が平等な立場で家庭での責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、かつ仕事と家庭の両立を支援する制度の周知及び取得を促進します。	まちづくり課
②企業・事業所への情報提供・啓発	企業・事業所に対してワーク・ライフ・バランスについての情報提供・啓発を行います。	まちづくり課
③子育て支援サービスの充実	保育施設等入所待機児童ゼロを継続し、延長保育等の充実、子どもたちの放課後の安全な場所の確保など働く子育て世代の保育ニーズに対応したサービスの提供と支援をします。	健康福祉課
④家族介護サービスの充実	相談支援体制の充実を図り、家族介護者同士の研修会や情報交換会を開催し、認知症カフェなどの気軽に集える場の提供を行います。	健康福祉課



配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）や近年ではSNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への被害も増えてきています。また、児童虐待や高齢者・障害者への虐待など様々な暴力が深刻な社会問題になっていますが、誰に対しても、どんな場合であっても決して許されるものではありません。

暴力の被害者は男性の場合もありますが、その多くは女性であり、背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別による役割分担意識などが考えられ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない大きな課題です。発生の防止や意識啓発、被害者支援に努める必要があります。

誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、互いに身体の機能や特徴について十分に理解を深めることが重要です。家庭や学校教育の場で成長段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通して健康管理ができるよう支援していきます。

取り組み１ 暴力根絶の推進

事業	概要	担当課
①広報誌やホームページによる情報の提供	あらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであるため、暴力防止に関する意識醸成を図り、安心して生活できるよう、関係機関と連携して意識啓発を推進します。	総務課
②DVの相談窓口の周知	暴力被害者にとって、村は第一次的な相談機関として最も身近な相談窓口であるため周知の徹底を図り、国や県が設置している相談窓口についても積極的に情報提供をします。	健康福祉課
③DVや被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化	暴力被害者のプライバシーに配慮しながら、村の関係各課と連携を密にし、県やその他の関係機関と連携を図り、相談・支援体制を強化します。	健康福祉課
④小中学生・保護者・教職員を対象にしたいじめ予防・暴力防止・体罰禁止に関する研修会の実施	暴力防止等に対する意識醸成のためには、子どもの頃からいじめや暴力を許さない心を育てることが重要になります。そのため、小中学生・保護者・教職員を対象にした研修会を実施します。	共育課

取組指数	令和元年度末 現状値	令和7年度末 目標値
DV等の暴力に関する啓発活動の実施回数	0回	1回

取り組み2 性を尊重する意識と健康支援

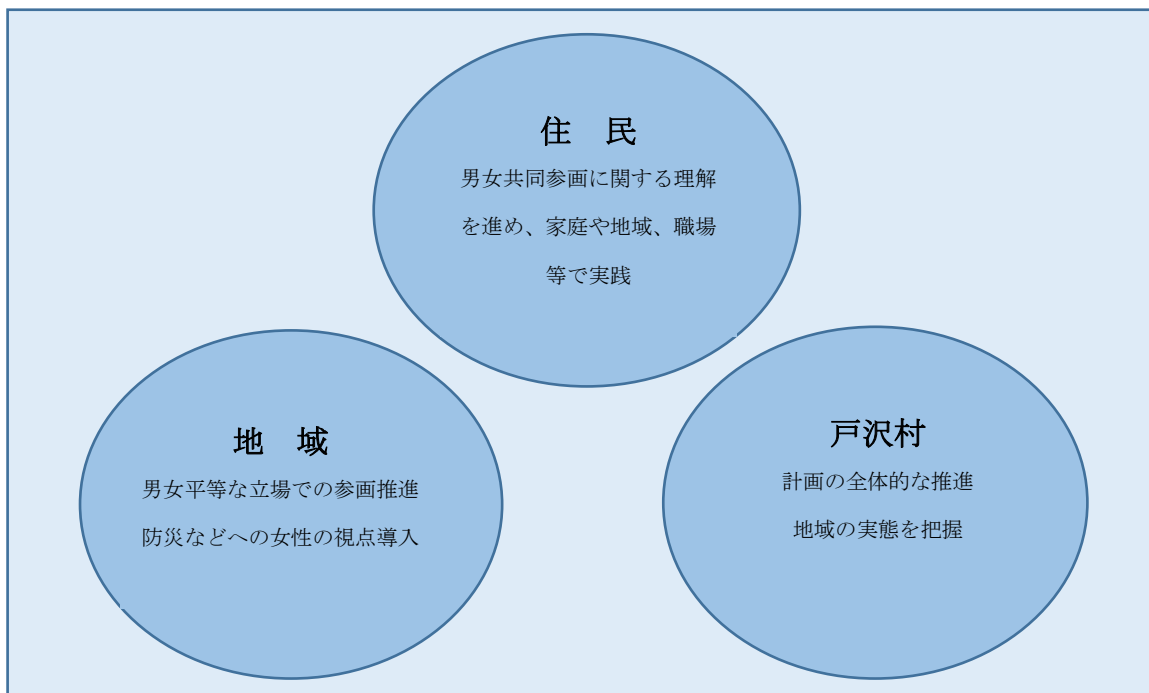
事業	概要	担当課
①学校における保健教育の推進	児童生徒の成長段階に応じて、男女の互いの身体的特徴を十分理解し、避妊や性感染症に対する正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう推進します。	共育課
②こころやからだの健康相談や健康管理の支援	こころやからだの健康に不安のある方の身近な相談機関としての周知と相談状況に応じて関係機関と連携を図り、各地区での健康相談に応じます。	健康福祉課
③妊娠、出産、不妊治療等における支援体制の充実	女性が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、健康診査や相談などを実施し、健康支援に取り組みます。 身体的・精神的に負担が大きい不妊治療については、不妊相談を実施し、特定不妊治療費の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
④スポーツイベントや料理教室を通じた健康増進の支援	生涯にわたり、地域でいつでもスポーツや健康増進に取り組むことができるように、スポーツ教室やイベント、男性対象の健康料理教室などを開催します。	健康福祉課 共育課



第4章 計画の推進

1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての村、住民、地域、家庭、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。



2 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

戸沢村においては、男女共同参画に関する意識が十分ではないことから、まず、庁内の職員一人一人が男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。

また、庁内での連携を図り、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画の推進を図ります。

(2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業所・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。

3 推進管理

推進本部が中心となり、庁内の各課が実施する施策等の実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

また、施策の評価・検証については、村民や有識者で構成される「戸沢村男女共同参画推進委員会」を設置し、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価、また課題の検討を行い、計画の実現に努めます。



資料編

◆男女共同参画に関する住民アンケート調査結果

1. 調査の概要

項 目	内 容
調査時期	令和2年2月3日～2月28日
調査対象	20歳～60歳代の村民100名（無作為抽出）
回収率	49.0%（回収49件／配布100件）
有効回答率	49.0%（49件）
調査項目	・本人属性 ・男女共同参画社会に向けた用語の認知度 ・管理職や役員の状況 ・男女の地位の平等間 ・夫婦における役割分担への考え ・家庭生活、地域活動に関すること ・女性活躍の考え ・役職要請への対応 ・女性が職業を持つことへの考え ・職場における差別の理由 ・女性の就労に対する支援 ・ドメスティック・バイオレンスに関すること ・男女共同参画社会推進のため力を入れるべき施策

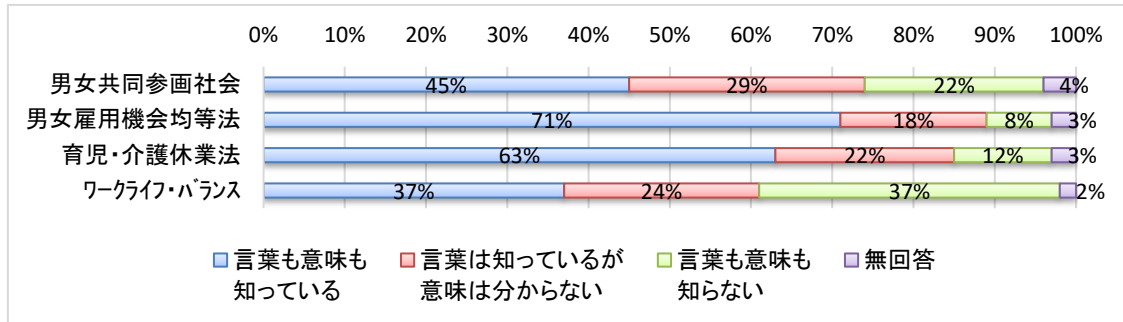
2. 回答者の概要（属性）

項目	回答数	結果			
性別	48	男性		女性	
		35%（17）		65%（32）	
年齢	49	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
		14%（7）	16%（8）	8%（4）	27%（13）
		60歳代			
		35%（17）			
職業	49	常用雇用	パート・アルバイト	自営業	専業主婦（主夫）
		39%（19）	16%（8）	18%（9）	8%（4）
		学生	無職	その他	
		2%（1）	12%（6）	4%（2）	
家族構成	49	1人暮らし	夫婦のみ	2世代世帯	3世代世帯
		6%（3）	4%（2）	47%（23）	31%（15）
		その他の世帯			
		12%（6）			

3. 調査結果の概要

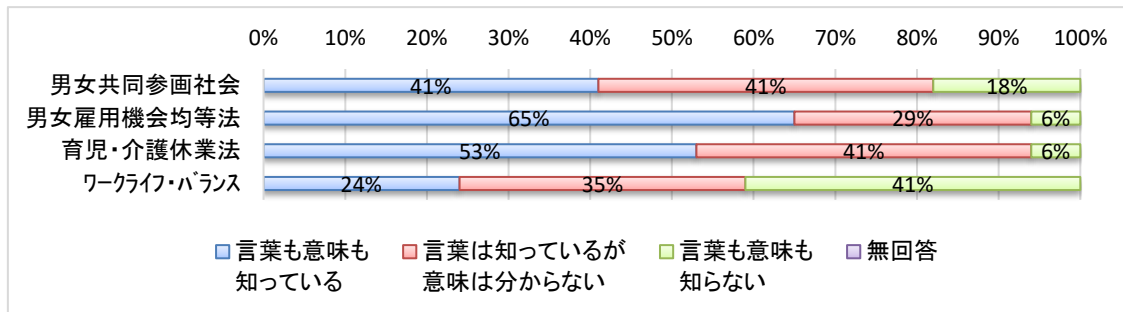
問1：次の言葉や意味を知っていますか。

	言葉も意味も知っている	言葉は知っているが意味は分からない	言葉も意味も知らない	無回答
男女共同参画社会	22	14	11	2
男女雇用機会均等法	35	9	4	1
育児・介護休業法	31	11	6	1
ワークライフ・バランス	18	12	18	1

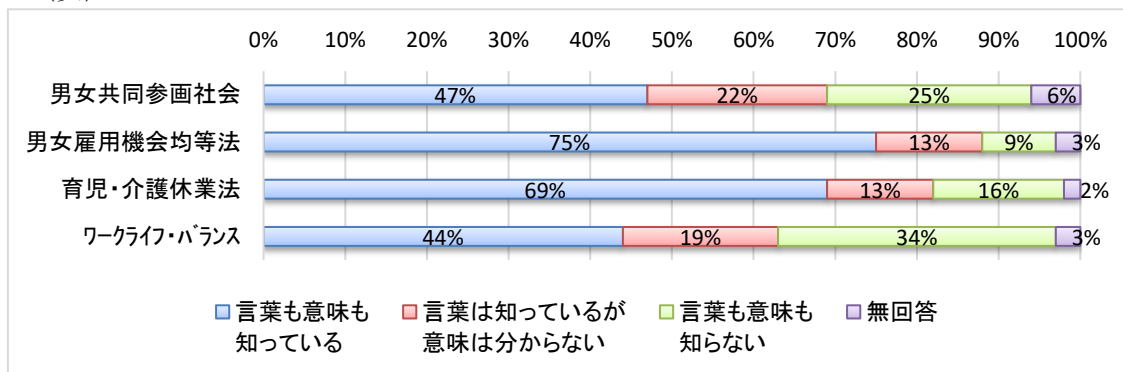


(男女別)

(男)

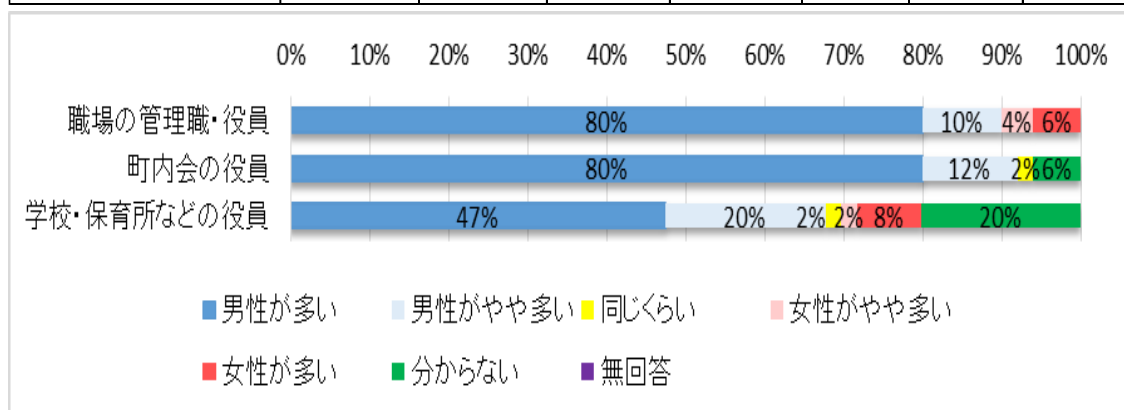


(女)



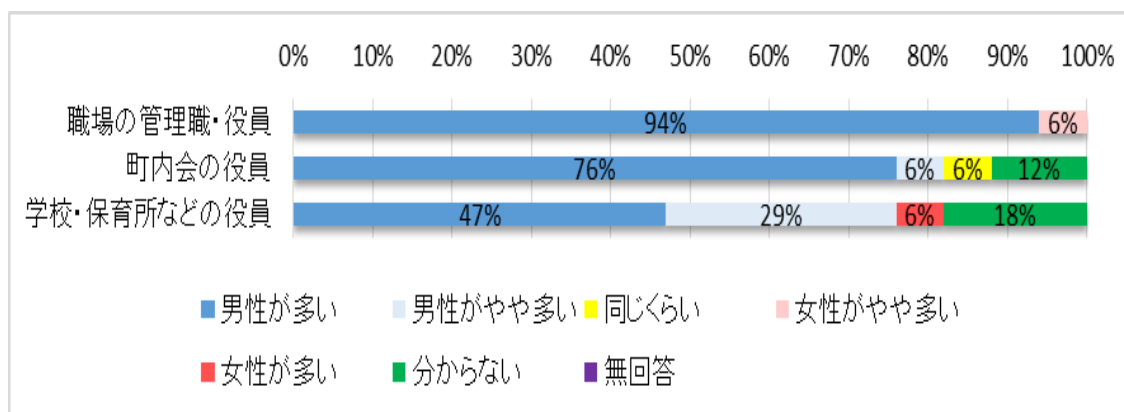
問2：あなたの周りで、次のような方は男性が多いですか、女性が多いですか。

	男性が多い	男性がやや多い	同じくらい	女性がやや多い	女性が多い	分からない	無回答
職場の管理職・役員	39	5	0	2	3	0	0
町内会の役員	39	6	1	0	0	3	0
学校・保育所などの役員	23	10	1	1	4	10	0

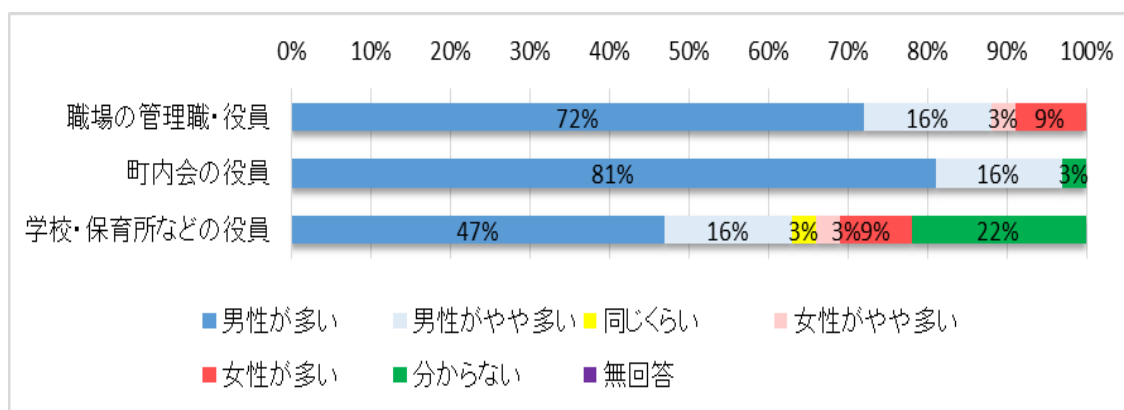


(男女別)

(男)

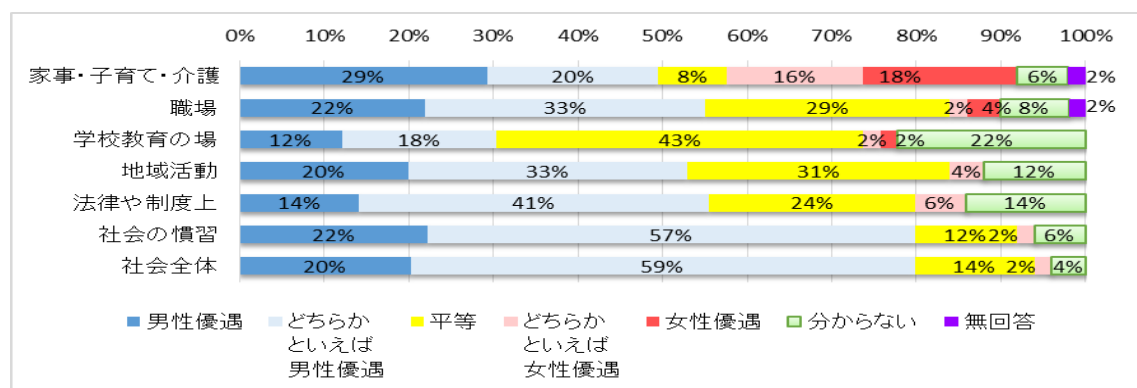


(女)



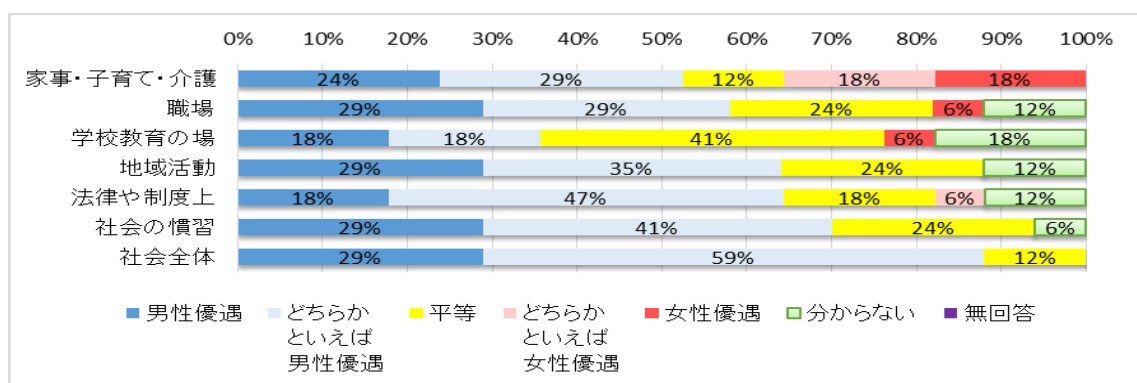
問3 次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。

	男性優遇	どちらか といえば 男性優遇	平等	どちらか といえば 女性優遇	女性優遇	分からない	無回答
家事・子育て・介護	14	10	4	8	9	3	1
職場	11	16	14	1	2	4	1
学校教育の場	6	9	21	1	1	11	0
地域活動	10	16	15	2	0	6	0
法律や制度上	7	20	12	3	0	7	0
社会の慣習	11	28	6	1	0	3	0
社会全体	10	29	7	1	0	2	0

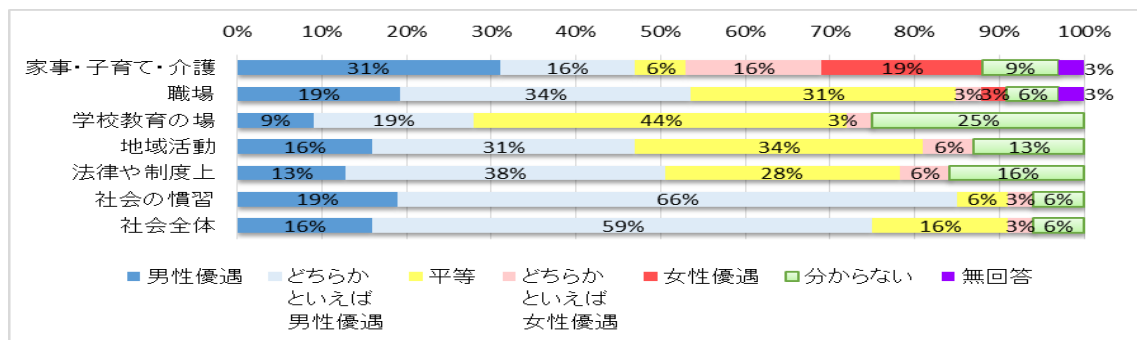


(男女別)

(男)

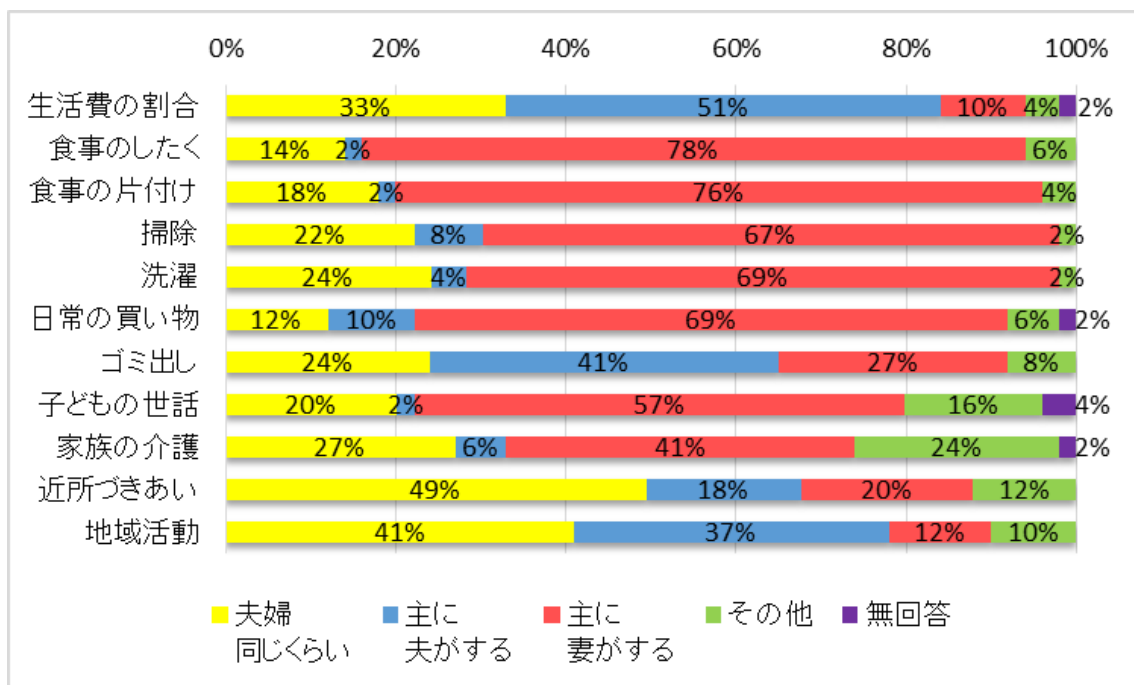


(女)



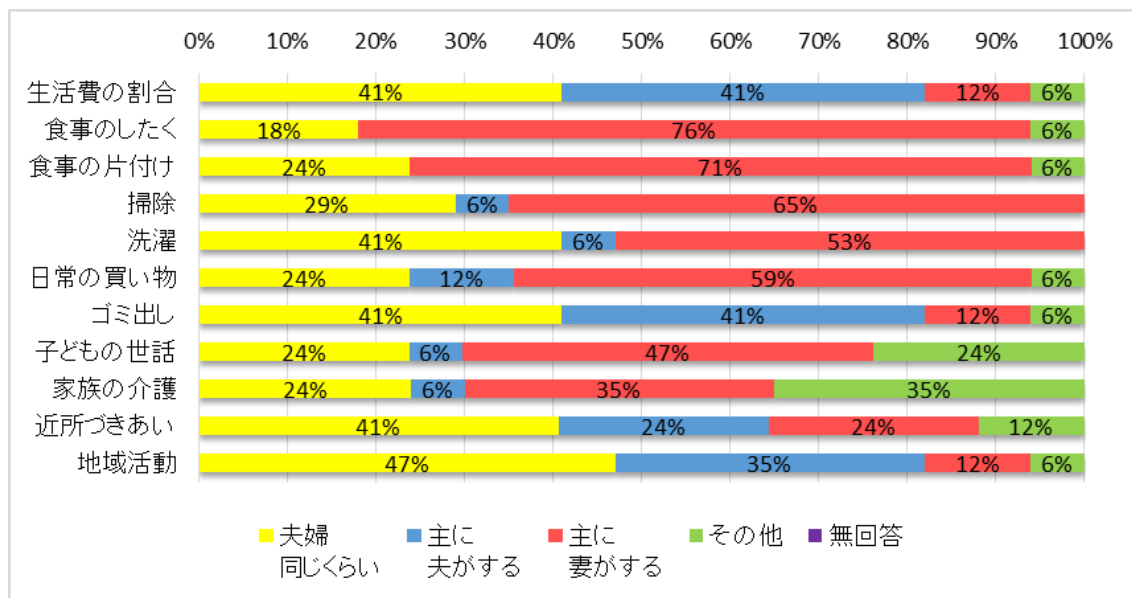
問４：家庭では、次にあげることは主に誰が分担（負担）していますか。配偶者のいない方は、役割だと思われるのは何ですか。

	夫婦 同じくらい	主に 夫がする	主に 妻がする	その他	無回答
生活費の割合	16	25	5	2	1
食事のしたく	7	1	38	3	0
食事の片付け	9	1	37	2	0
掃除	11	4	33	1	0
洗濯	12	2	34	1	0
日常の買い物	6	5	34	3	1
ゴミ出し	12	20	13	4	0
子どもの世話	10	1	28	8	2
家族の介護	13	3	20	12	1
近所づきあい	24	9	10	6	0
地域活動	20	18	6	5	0

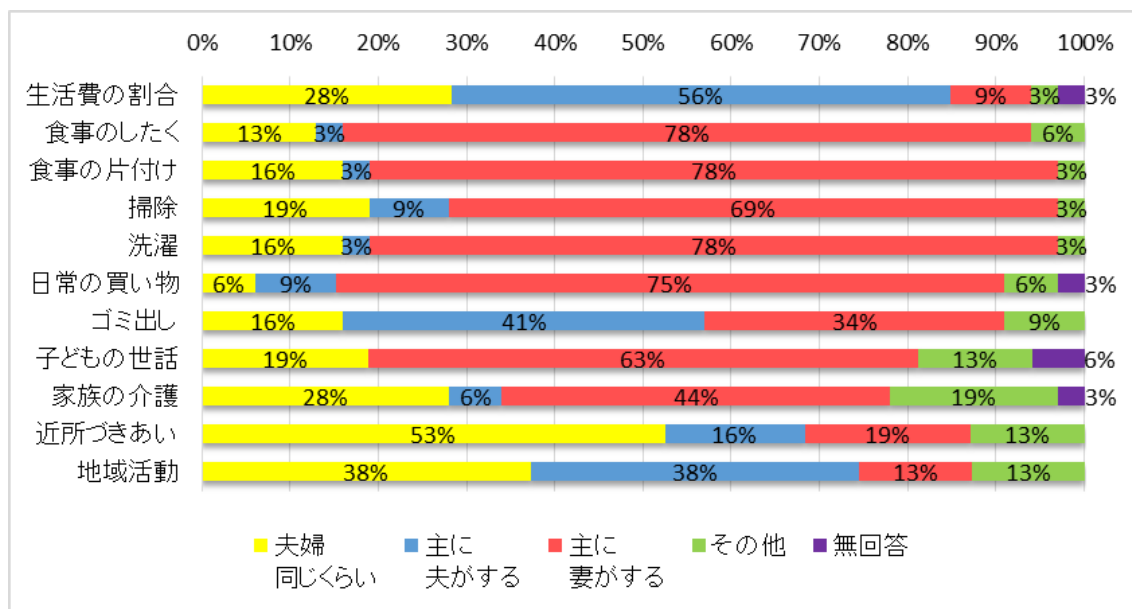


問4（男女別）

（男）

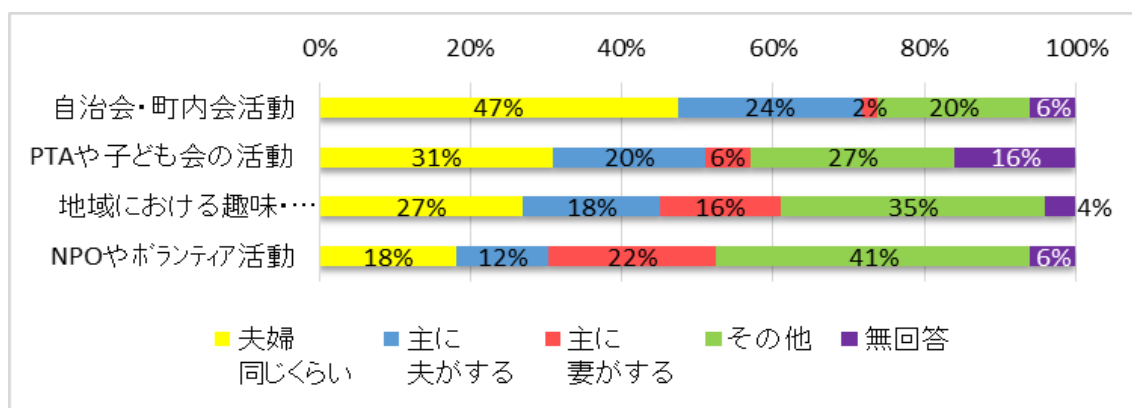


（女）



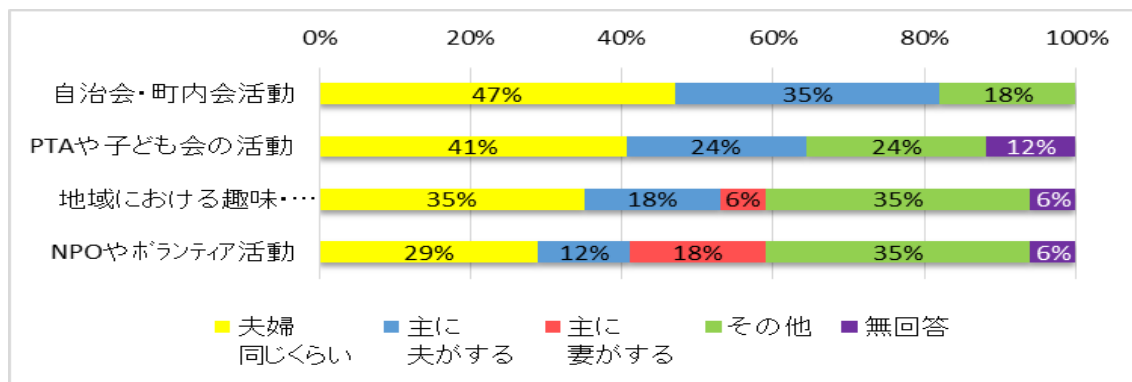
問5：次の地域活動について参加したことがありますか。

	夫婦 同じくらい	主に 夫がする	主に 妻がする	その他	無回答
自治会・町内会活動	23	12	1	10	3
PTAや子ども会の活動	15	10	3	13	8
地域における趣味・スポーツ・学習の活動	13	9	8	17	2
NPOやボランティア活動	9	6	11	20	3

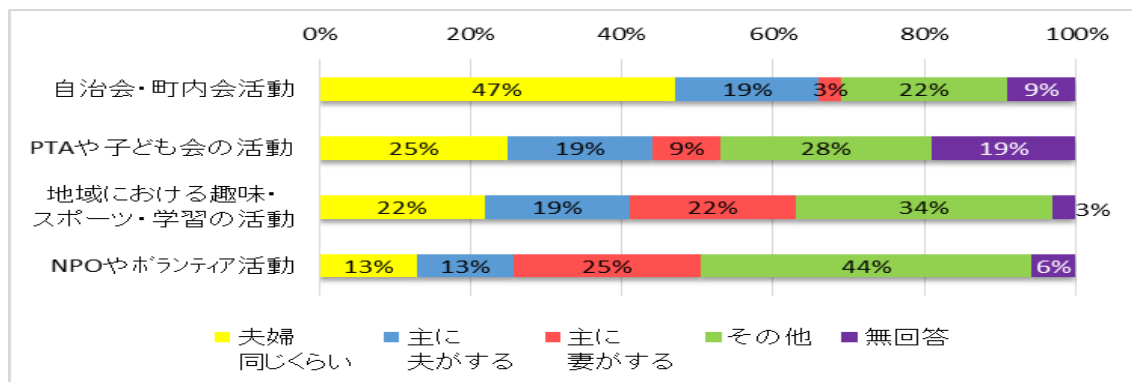


(男女別)

(男)



(女)



問6：今後さまざまな分野で女性の活躍が増える方が良いと思いますか。

良いと思う	29
どちらかといえば良いと思う	10
どちらともいえない	6
どちらかといえば良いと思わない	2
良いとは思わない	0
その他	1
無回答	1

その他の意見

・女性が活躍できる場が増えた上、でもそれを強要もしない選択肢が増えるといいと思う。

問7：男女が性別にとらわれることなく家庭生活（家事、子育て、介護）や地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（選択肢から3つまで選択）

古い固定観念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	30
労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	20
子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方（教育）をする	26
夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	22
男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	8
社会の中で、男性による家事・地域活動等への参加に対する評価を高める	7
男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	6
男性が家事・地域活動等を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる	5
男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	2
その他	2

問7（男女別）

（男）

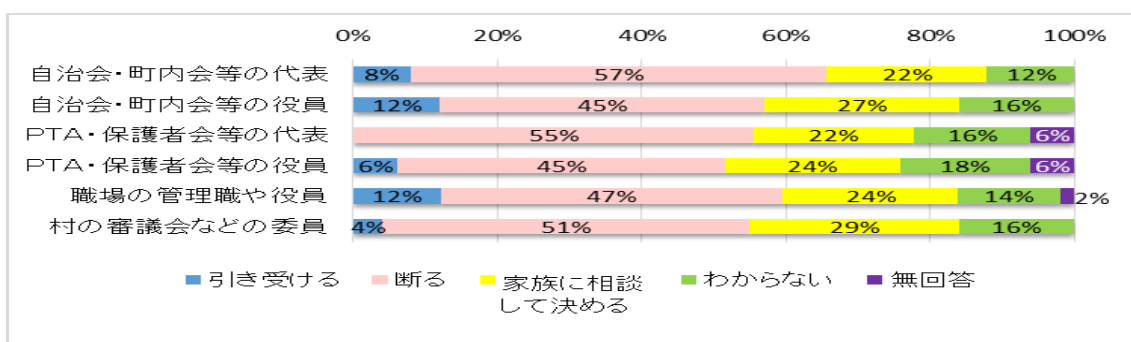
古い固定観念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	12
労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	9
子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方（教育）をする	10
夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	7
男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	3
社会の中で、男性による家事・地域活動等への参加に対する評価を高める	2
男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	1
男性が家事・地域活動等を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる	1
男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	0
その他	1

（女）

古い固定観念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	18
労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	11
子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方（教育）をする	16
夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	15
男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	5
社会の中で、男性による家事・地域活動等への参加に対する評価を高める	5
男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	5
男性が家事・地域活動等を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる	4
男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	2
その他	1

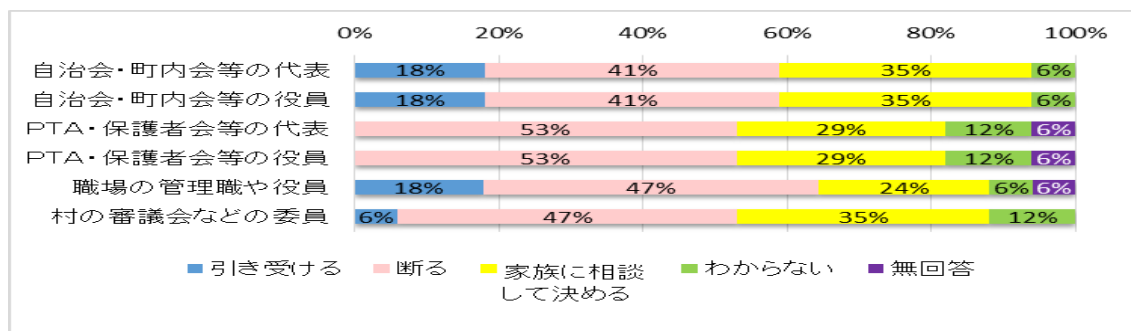
問 8：次にあげる役職について要請があった場合引き受けますか。

	引き受ける	断る	家族に相談して決める	わからない	無回答
自治会・町内会等の代表	4	28	11	6	0
自治会・町内会等の役員	6	22	13	8	0
P T A・保護者会等の代表	0	27	11	8	3
P T A・保護者会等の役員	3	22	12	9	3
職場の管理職や役員	6	23	12	7	1
村の審議会などの委員	2	25	14	8	0

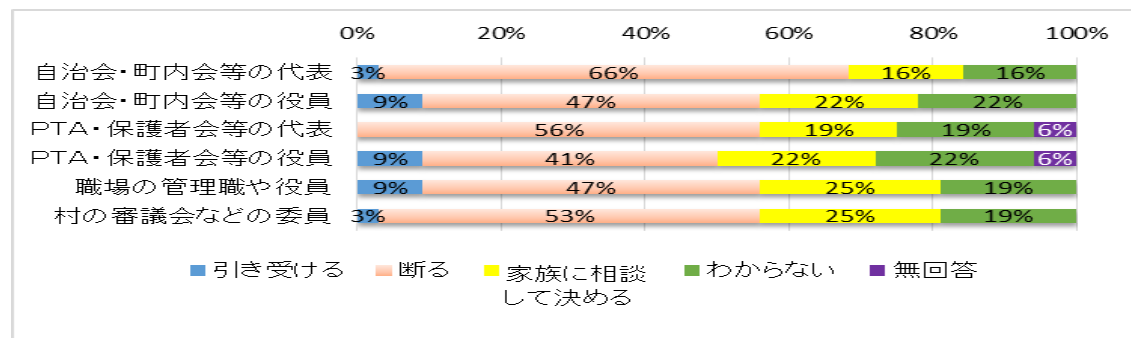


(男女別)

(男)



(女)



問9：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どのように考えていますか。

	全体割合	男性割合	女性割合	無回答
賛成	0%	0%	0%	0%
どちらかといえば賛成	12%	12%	13%	0%
どちらともいえない	43%	41%	44%	0%
どちらかといえば反対	16%	18%	16%	0%
反対	29%	29%	28%	0%

問10：女性が仕事に就くことについてどのように考えていますか。

どちらでも良い、本人の自由	28
結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるほうが良い	15
子どもができたら仕事をやめ、手がかからなくなったら再び仕事に就く方が良い	4
子どもができるまでは仕事に就いている方が良い	0
わからない	1
女性は仕事に就かない方が良い	0
その他	1
無回答	0

その他の意見

・家庭環境による。(収入の多寡や、家事・育児の向き、不向き、協力者の有無など。)

問 11：あなたの職場において、男女間に差別がある場合、どのような理由からだと思いますか。就業していない場合は一般的に考えられることをお答えください。（選択肢から3つまで選択）

家事・育児・介護について女性の負担が大きい	36
女性は、結婚や出産などで継続して働きにくい	20
職場の上司や同僚の理解がない	9
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	18
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	6
男性に「女性は責任のある役職やリーダーに向かない」という意識がある	5
「男は仕事、女は家庭」という意識がある	6
女性に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	6
わからない	4
その他	1

問 12：男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（選択肢から3つまで選択）

男女ともに取得しやすい育児・介護休業制度の啓発・促進	36
保育・介護のための施設やサービスの充実	20
非正規労働者の雇用の安定や労働条件の整備	9
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	18
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	6
男性に「女性は責任のある役職やリーダーに向かない」という意識がある	5
「男は仕事、女は家庭」という意識がある	6
女性に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	6
わからない	4
その他	1

問 13：DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉や内容を知っていますか。

（選択肢から 1 つ選択）

言葉も内容も知っている	39
言葉は知っているが、内容はよく知らない	8
言葉も内容も知らない	2
無回答	0

（問 14～16 の回答については任意）

問 14：次のような行為を受けたり、見聞きしたことはありますか。

	自分が受けた	身近で見聞きした	マスコミ等で聞いたことはある	知らない	無回答
セクハラ	3	7	37	1	0
ストーカー行為	0	5	43	1	0
DV（ドメスティック・バイオレンス）	0	6	40	2	0

問 15：（問 14 で「自分が受けた」と回答した方）どこ（誰）かに相談等しましたか。

相談した	2	相談しなかった	1
------	---	---------	---

問 16：（問 15 で「誰にも相談しなかった」と回答した方）その理由は何ですか。（複数選択可）

相談しても無駄だと思ったから	0
自分さえ我慢すればいいと思ったから	1
相談したことが分かったら、仕返しを受けると思ったから	0
どこ（誰）に相談していいのかわからなかったから	0
その他	0

問 17:「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(選択肢から3つまで選択)

子どもを産み育てやすい環境づくり（助成制度や医療の充実等）の促進	0
育児・保育施設の充実	20
子どものときから、学校で平等意識を育てる教育の充実	14
介護施設の充実	23
就労機会や労働条件の男女格差を解消するための働きかけ	13
男女双方に対しての意識啓発、学習機会の充実	7
行政の施策決定などへの女性の参画、登用の促進	8
あらゆる分野への女性の積極的な参加の促進	0
各種相談事業の充実	6
女性の職業教育、訓練の機会の充実	3
女性に関する活動等の情報提供の充実	3
配偶者等からの暴力被害者への支援、セクハラ防止対策の働きかけ	3
その他	1

その他の意見

・育児、保育、介護施設のソフト面充実も大切ですが、教養、知識、自分の考えを持たれている女性の方々が少なからず、おられると思います。行政の施策決定等への登用を。

・暮らしやすさ(高齢、独居男性が生活に困らない村なのか?)、働きやすさ(学校、施設からの第1連絡先はなぜ女性なのか?)に対してのサービス拡充。

自由記述：男女共同参画に関して、あなたのご意見などをお聞かせください。（一部抜粋）

40 代女性

・介護・育児・家庭内の問題の多くは、家族だけでは到底解決できない。生まれる前から、死を迎えるまで、その人自身も、その人を支える周りの人をも、男・女・父・母・年齢関係なく、みんなでフォローしていかないといけない。そのために、フォーマル・インフォーマルのサービスをたくさんの選択肢として備え、情報提供していくのが行政としての仕事であり、それが結果として男女共同参画社会につながると思う。

50 代女性

・若い世代への期待です。

60 代男性

・男女平等ということについて、特に意識改革が必要だと思う。そもそも男女平等という事は、男も女も同じことをするという自体が間違いであり、男性にしか出来ない事、女性にしか出来ない事を理解することから始めなければならないと思う。このことは、子供と年配者との関係も同じだと思う。男には子供は産めないし、女には力仕事がむかない（中にはいるが）。それは子供と年寄りの関係でも同じだと思う。現社会の中において、全ての富と権限が都市部に集中し、「自分だけ」ということが当たり前という状況では男女共同参画はすすまない。「まずは女は家庭で男は外で」という意識改革をすすめてはいかがかと思う。

戸沢村男女共同参画計画策定委員会・アドバイザー名簿

【アドバイザー】

NO	役 職	氏 名	所属団体等
1	アドバイザー	高木 直	山形県男女共同参画センター「チェリア」館長 山形大学名誉教授

【策定委員】

NO	役 職	氏 名	所属団体等
1	委員長	荒川 香菜子	教育委員
2	副委員長	高橋 潤	青少年育成推進委員
3		長澤 繁美	もがみ北部商工会戸沢支部会員
4		早坂 美香	角川ふるさと委員会
5		八鍬 真生	戸沢村社会福祉協議会局長
6		星川 麻奈美	NPO 法人とざわスポーツクラブ